

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一七一四〇

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「地方公共団体金融機構」を 「地方公共団体金融機構
地方税共同機構」 に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。